

豊岡町復興區劃整理 組合定款

第一條 本組合ハ大正十四年五月二十三日ノ震災火災ニ因ル復興事業ヲ完成スル爲メ土地ノ交換、分合、區劃ノ變更配置ヲ行フモノトス

第二條 本組合ノ區域ハ別紙現形圖ノ示ス範圍ニ依ル

第三條 本組合ハ豊岡町復興區劃整理組合ト稱ス

第四條 本組合ノ事務所ハ豊岡町役場内ニ置ク

第五條 本組合ハ区域内ノ土地所有者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組 合 長 一 名

副 組 合 長 二 名

評 議 員 若干名

組合長ハ組合一切ノ事務ヲ統理シ副組合長ハ組合長ヲ

補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

役員ノ任期ハ二ケ年トス

第七條 本組合ノ會議ハ總會及評議員會トシ議長ハ組合長之ニ當ル

總會ハ組合員ヲ以テ組織シ左ノ事項ヲ議決ス

一、役員ノ選舉ヲ行フコト

二、換地ノ配當ヲナスコト

三、其他組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

評議員會ニ於テハ左ノ事項ヲ議決ス

一、地上物件ノ補償ニ關スルコト

二、整理前ノ土地及換地ノ評價ニ關スルコト

三、換地清算ニ關スルコト

四、役員ノ補欠選任及解任ニ關スルコト

五、其他組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第八條 總會及評議員會ノ議事ハ組合員又ハ評議員ノ半数

以上出席シ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

總會ニ於テ組合員ハ代理人ヲ以テ表決ヲ爲スコトヲ得

第九條 本組合ニ工事、會計及庶務ノ三係ヲ置ク

各係ノ事務ハ組合長ノ定ムル所ニ依リ副組合長及評議

員之ヲ分掌ス

第十條 本組合ハ書記 名ヲ置ク

書記ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第十一條 地上物件ニ對シ補償ヲ要スル場合ハ被害者ニ於テ損害見積書ヲ作り組合長ニ差出スヘシ

第十二條 換地ノ配當ハ整理前ノ土地ノ面積及評價ヲ標準トス

但シ一區劃ノ間口ハ 間以上トス

換地ハ成ルベク従前ノ位置ニ於テ之ヲ割當ツルモノトス

第一項ニ於ケル整理前ノ土地ノ面積ト稱スルハ公簿面積ヨリ減歩率ニ相當スル面積ヲ控除シタルモノヲ云フ

但シ減歩率ハ改修前后ノ道路、溝渠ノ面積ノ差ヲ民

有公簿總面積ヲ以テ除シタルモノトス

第十三條 換地配當ニ關シ徵收又ハ交付スヘキ金額ハ前條

ノ整理前面積ニ對スル評定額ト換地ノ評定額トノ差額トス

第十四條 整理前ノ土地及換地ノ評價ハ評價委員ノ意見ヲ

徵スルモノトス

前項評價委員ハ各町ニ於テ左ノ人員ヲ選出ス

京 口	名
小 尾 崎	名
新 田	名
豐 田	名
本 田	名
宵 田	名
中 田	名
滋 茂	名
永 井	名
寺 敷	名
新 屋 敷	名
竹 屋	名
久 保	名
小 田 井	名

第十五條 本組合ノ經費ハ豊岡町ノ支出ヲ受クルモノトス

第十六條 組合長ハ評議員會ノ議決ヲ經テ處務ニ關スル細

則ヲ設クルコトヲ得